

議案第 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年(2013年)5月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
宝塚市道路占用料徴収条例(昭和39年条例第13号)の一部を次のように改正する。
別表第1備考4中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市道路占用料徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表において「車輪止め装置その他の器具」とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第10号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>表 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表において「車輪止め装置その他の器具」とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第12号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 太陽光発電設備及び風力発電設備</p> <p>三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設</p> <p>四（七）（略）</p> <p>八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>九（十一）（略）</p> <p>十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）</p> <p>十三（略）</p>	<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二（五）（略）</p> <p>六 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十一号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>七（九）（略）</p> <p>十 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）</p> <p>十一（略）</p>